

東京医科大学学術リポジトリ運用指針

平成 24 年 11 月 14 日
図書館運営委員会決定

(目的)

1. 東京医科大学(以下「本学」という)は、本学の研究教育活動において作成されたコンテンツ(以下「コンテンツ」という)を収集し、東京医科大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という)に恒久的に蓄積・保存し、学内外に発信・提供することにより、研究教育の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

(委員会)

2. リポジトリの管理運用に関する必要な事項を検討するために、委員会を置く。委員会についての必要な事項は別に定める。

(リポジトリの管理運用)

3. リポジトリの管理運用は、東京医科大学図書館(以下「図書館」という)において行うものとする。

(登録者)

4. リポジトリにコンテンツを登録できるもの(以下「登録者」という)は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び大学院生
- (2) 本学の部局・センター・講座・研究室等の各組織、またはそれらを母体とする団体
- (3) 本学内に事務局がある、もしくは(1)に該当する者が委員や代表を務める団体
- (4) その他、図書館長が特に認めた者

(登録及び登録の代行)

5. 登録者は、第1項の目的を理解したうえで、自らが作成した、または作成に関与したコンテンツを登録することができる。なお、登録者は、この登録の代行を所要の手続きにより図書館に依頼することができるものとする。

前項(2)及び(3)に規定する組織・団体については、その刊行物をまとめて登録することができる。また、刊行物以外のコンテンツについても、組織・団体単位でまとめて登録することができる。

(コンテンツの種別)

6. リポジトリに登録するコンテンツの種別及びその定義は、別表のとおりとする。なお、この表に掲載のないコンテンツの種別を新たに登録する必要がある場合は、第2項に定める委員会が決定する。

(登録の要件)

7. コンテンツは、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 提供者が、本学在籍中に、単独又は他と共同で作成した学術成果であること
- (2) 法令及び本学の規程等が遵守されていること
- (3) 次に掲げる事項について法令上又は社会通念上問題が生じないものであること
 - イ 名誉、プライバシー等の人権に関する事項
 - ロ 情報セキュリティに関する事項
 - ハ 守秘義務に関する事項
- (4) その他公開することについて問題が生じないものであること

(共著者等がいる場合の許諾)

8. 登録者は、リポジトリに登録し公開する研究成果について、予め次の事項の許諾を得ておかなければならない。

- (1) 著作権が複数の者に帰属している場合は、すべての著作権者の許諾
- (2) 研究成果の公開が肖像権又は情報に関する権利と抵触する場合は、その権利が帰属する者の許諾
- (3) 研究成果に含まれる古書資料等が公開に支障がある場合は、古書資料等を所蔵する者の許諾

(利用許諾)

9. 登録者は、図書館に以下の行為について無償で許諾を与える。またコンテンツの保存年限は、特に登録者からの申し出がない限りは原則無期限とする。また登録者が本学から離籍した場合であっても、本人からの申し出がない限り公開停止を行わない。

- (1) コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバーに格納すること
- (2) ネットワークを通じて、前号の複製物をふと不特定多数に公開すること
- (3) 保存及び利用可能性維持のための複製または媒体変換を行うこと

(著作権)

10. コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。また図書館は公開にあたり著作者名及び著作権の表示を行い、

利用者に対して、著作権法を遵守した利用を行うよう注意する旨明記する。

(利用)

1 1. コンテンツを、ネットワークを通じて利用する者（以下「利用者」という）は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(個人情報の取扱)

1 2. 個人情報の取り扱いは、本学個人情報保護基本方針に準ずる。

(登録されたコンテンツの取扱について)

1 3. 登録者は、既に登録されたコンテンツの公開／非公開について変更したい時は、図書館へ依頼し、行うことができる。

1 4. 登録者は、既に登録されたコンテンツについては、新しい版に改訂して登録することができる。旧版は登録者と図書館が協議のうえ扱いを定めることができる。

(コンテンツの削除)

1 5. 登録されたコンテンツの本文削除は、次の各号に掲げる場合にのみ認めるものとする。

- (1) 登録者が、内容の削除の請求を行い、第2項に規定する委員会が認めた場合
- (2) 公序良俗に反する場合、盗用・剽窃によることが明らかになった場合、または内容が著しく不適切である等の理由により、第2項に規定する委員会が削除を決定した場合

(免責事項)

1 6. 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、登録者が負うものとする。また登録されたコンテンツを利用することによって生じた利用者又は登録者のいかなる損害・不利益についても、図書館は一切責任を負わないものとする。

(その他)

1 7. この指針に記載されていない管理及び運用事項については、必要に応じて、登録者及び委員会が別途協議するものとする。